

平成31年3月12日

了解事項

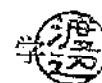
警察庁交通局交通規制課長

口下 真



国土交通省道路局道路交通管理課長

渡辺



「一般有料道路における情報提供装置の設置・運用に関する指針」（平成8年3月25日付け警察庁丁規発第36号、建設省道交発第10号）記2に基づき、平成34年度までに供用予定の一般有料道路を下記のとおり分類する。

記

道路名（有料区間）	県 警	分 類
東海環状自動車道（大安～東員）	三重	(1) 高規格幹線道路
東海環状自動車道（関広見～高富）	岐阜	(1) 高規格幹線道路
東海環状自動車道（大野・神戸～大垣西）	岐阜	(1) 高規格幹線道路
東海環状自動車道（養老～北勢）	岐阜	(1) 高規格幹線道路
	三重	

道路名（有料区間）	県 警	分 類
第二阪奈道路	大阪	(2) 高規格幹線道路又は都市高速道路（首都高速道路、阪神高速道路、名古屋高速道路、福岡北九州高速道路、広島高速道路）に接続する道路及びこれらに接続する道路
	奈良	

以 上